

# しょうしんキャッシュサービスをご利用のお客様へ

毎度お取引を賜りありがとうございます。

昨今、盗難・偽造キャッシュカードにより預金が不正に引き出される被害が全国的に多数発生しております。

当組合では、キャッシュカードを安心してご利用いただくために下記サービスを実施しておりますので、ご案内申し上げます。

## ◎ATM「一日あたりお支払限度額」

●ATMからの「一日あたりお支払限度額」の初期設定金額を「50万円」とさせていただきます。

なお、デビットカードのご利用限度額（200万円以内）は変更ございません。

●ATMからの「一日あたりお支払限度額」の変更を希望されるお客様は、ご自由に設定いただけます。

・設定可能額 1万円以上500万円以内（1万円単位）

・対象となるお取引 ① 当組合ATMでのお引き出し } ①と②の1日あたりの合計額が  
② 提携ATMでのお引き出し } 限度額以内であれば利用できます

・お申込方法 窓口（平日9時～15時）で所定の依頼書をご提出いただけます。

## ◎70歳以上の一部お客様のATM振込限度額の変更

●70歳以上で、長期間ATMでのお振込みを行われていない等、一定の条件を満たすお客様につきましては、ATMでの1日あたりの振込限度額を「1千円」とさせていただきます。

なお、1千円超のお振込を希望される場合には、窓口（平日9時～15時）で振込を行うか、所定の依頼書をご提出いただき、振込限度額変更のお手続きを行ってください。

## ◎ATMの利用可能店舗の限定

●以下の取引のご利用範囲を「当組合本支店のATM」のみに限定することができます。

・対象となるお取引 ATMにおけるカード支払、カード振込、残高照会

注) 入金（お預入れ）、およびデビットカード取引は利用可能です。

・お申込方法 窓口（平日9時～15時）で所定の届出書をご提出いただけます。

## ◎カードの暗証番号変更

●お客様が当組合本支店のATMで、ご利用の「暗証番号」を変更いただけます。

・ご操作方法 当組合本支店のATMで『暗証変更』を選択後、操作画面の指示に従いご変更いただけます。

●当組合の口座開設店でも、ご利用の「暗証番号」を変更することができます。

・お申込方法 窓口（平日9時～15時）で所定の依頼書をご提出いただけます。

注) 窓口で変更の場合、暗証番号変更まで多少のお時間がかかります。

暗証番号は、生年月日・電話番号・車のナンバー等、他人に類推されやすい番号をご使用になることはお避けください。万一、類推されやすい番号をお使いの場合は、速やかに変更されることをお勧めします。なお、暗証番号の変更は、何度でも可能です。

## ◎カードご利用の取り止め

●カードを今後利用されない場合は、当組合の口座開設店へご来店ください。

・ご来店時の持ち物 キャッシュカードまたはローンカード、ご通帳、お届印

（令和5年9月1日）

※ 詳しくは、最寄りの当組合本支店でおたずねください。